

## 「週休2日促進工事試行実施要領」の概要

### 1. 区は工事現場の週休2日を促進します

区（総務部施設整備課）が発注する工事において、週休2日を促進するため必要事項を定めました。

### 2. 試行実施要領の概要

当該試行要領は、2つのルールを定めます。

- ① 発注者指定型：区が入札に先立ち「週休2日促進工事」である旨を指定し、発注する工事。
- ② 受注者希望型：契約締結後、4週8休以上を希望し、それを確保する方法や現場の状況を考慮し、区と受注者との間で協議が整った工事。

	適用想定	単価割増	成績評定	週休2日要件	備考
発注者指定型	新築、解体 大規模改修	あり	加点なし 減点なし	4週8閉所 (原則として 土日閉所)	・1か月以内の振替を認める ・4週8閉所できない場合は契約変更
受注者希望型	上記以外	なし	加点有 減点なし	4週8休	・分離発注の場合1社単独で希望可能 ・4週8休の具体的な方法は協議により決定

### 3. 施行時期

○本則

- ・令和6年4月1日以降（準備契約で契約したものも含む）に契約する工事案件に適用いたします。

○経過措置

- ・現在工事中のもの（令和6年4月1日基準日）で、残工事期間が30日以上ある工事は、「受注者希望型」について協議できるものといたします。

### 4. 留意事項（「試行要領」8.（8））

○発注者指定型の受注者の皆様は以下の事項にご留意ください。

（8）週休2日促進工事の実施にあたり、工期や契約金額等について、下請へのしわ寄せが生じることのないよう、下請契約の見積りに当たっては、見積り条件に「本工事は、労務費の補正を行う週休2日促進工事である」旨が明記してあることを、施工体制台帳（下請けとの契約書写し、下請契約の見積書等）により監督員が確認する。